

## 岡本の国会での質問

171-衆-災害対策特別委員会-3号 平成21年04月01日

○林田委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

きょうは、災害対策について、昨年四月二十二日の災害対策特別委員会での私の質問を受けて、どのように対応をとっていただいたかをまずお伺いしていきたいと思っております。

昨年も、帰宅困難者、地震発生時の帰宅支援マップについて質問をさせていただきました。以来、幾つか私も指摘をしてまいったわけでありませうけれども、今回は、この帰宅支援マップ、ホームページで紹介をされているということではありますが、それだけでは不十分ではないか。要するに、私の地元であれば名古屋市内、東京であれば都内、帰宅をする従業員の方がみえる企業に配布をしておく、また、帰宅ルートに当たる住民の皆さんにも周知をして協力を求める、こういったことが必要ではないかと考えておりますが、それについてどのようにお答えいただけますか。

○大森政府参考人 お答えをいたします。

先生御指摘のように、まず、愛知県及びその県下の市町村では、地震発生時における円滑な徒歩帰宅を支援するため、帰宅支援マップを作成されており、ホームページに掲載されております。また、それだけではなくて、地震発生時には、支援施設となっているコンビニエンスストア等において配布される予定と聞いております。また、震災時の帰宅支援マップが民間の地図会社からも出版され、書店等で広く入手されるというような状況になっております。

このように、さまざまな方法で帰宅経路に関する情報というのは入手できるようになっておりますが、先生御指摘のように、さらに幅広い人々に的確に認識されることが重要であるというように考えております。

そのための具体的な方法として、例えば地図案内板等への徒歩帰宅支援情報の記載であるとか、また、防災訓練などを通じまして繰り返し行う情報周知の取り組みであるとか、こういったことが効果的ではないかと考えておまして、我々としてはそのような取り組みを促進してまいりたいと思っております。

○岡本(充)委員 せっかくの御答弁でありますけれども、地震発生時にコンビニで配るといっても、事前にコンビニに置いていなければ、そのときにコンビニに持っていくわけにはいかないわけでありまして、コンビニに常時それを置いておくということが本当に徹底なされているのかどうかも含め、さらなる検証を求めたいと思っております。

大臣、帰宅困難に際して重要な課題は、やはりトイレじゃないかと私は思っております。季節にもよりますが、季節によってはより頻回にトイレを必要とする方が出てこられることも想定されます。簡易型トイレの備蓄を少し国として支援されてみてはいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○佐藤国務大臣 お答えを申し上げます。

先生御指摘のように、帰宅困難者等のトイレの確保が重要な課題となることは言うまでもないことだろうというふうに思います。

避難者に対するトイレの確保対策については、地方公共団体においても進められているところでございますけれども、国においても、例えば東海地震等の発生時に供給が不足すると見込まれる地方公共団体に対しまして、簡易トイレ等の具体的な調達計画を策定させていただいているところでございまして、帰宅困難者に対するトイレについても、地方公共団体等において、先生御指

摘の点も踏まえて、計画的に確保をしていくことが重要であるというふうに考えておりますし、その方向で検討させていただきたいというふうに思っております。

また、首都直下地震避難対策専門調査会の報告では、大量の徒歩帰宅者や滞留者によるトイレ需要に対しまして、水がとまる可能性がございますので、なかなか水洗のトイレは使えないということを想定いたしますと、避難所に指定されていない公共施設の活用とか、マンホールトイレ等の整備の促進とか、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等における支援、これはトイレをお借りしてそこに簡易トイレを置かせていただくとか等々の対策が示されておまして、帰宅困難者のためのトイレの確保対策について、国としても、専門調査会報告、地方公共団体の状況を踏まえて、必要な助言、対策をしてまいりたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 自治体としては、やはり費用のかかるものでありますから、国としての支援を求めているところがあります。ぜひ対策をお願いしたいと思います。

昨年の委員会で私が指摘をしました「利根川の洪水氾濫時の死者数・孤立者数等の公表について」の資料、その中で、いわゆる利根川のはんらんについての想定を内閣府の方でおまとめいただいた。そのとき、平成二十年の四月二十二日の委員会で、政府参考人の方から、「この検討成果は、首都圏のみならず他の大都市圏の大規模水害対策においても活用できるものと考えております。当面は首都圏を対象とした検討を急ぐ必要があると考えておりますが、他の大都市圏の大規模水害対策をどのように行うかについては、今後の首都圏における検討成果ですとか、あるいは他の大都市圏における関係機関の動向等も踏まえ、検討していきたいというふうに考えております。」という話をされました。

洪水や東京湾の高潮対策を総合的に勘案して他の都市にも適用していく、こういう御答弁をいただいたんですが、これについては、木曾川、それから淀川の河口部についてその後どのような検討をしていただいているのか、お答えをいただきたいと思っております。

○大森政府参考人 お答えいたします。

基本的な考え方は、今先生がお示しになられたとおりでございます。

ただ、現在のところ、我々、利根川、荒川についての被害想定等を出しまして、その対策について検討会で議論をしているところでございます。そういう結論を待って、また他の都市圏でどのような対応になっていくのかということを考えてまいりたいというように思っております。

○岡本(充)委員 人口が集中するゼロメートル地帯というのは、東京、そして私の地元の愛知、三重を中心とする木曾川流域、またさらには淀川流域とあるわけでありまして、それについても早期につくっていただかないといけないということを昨年もお願いしているわけでありまして、ぜひその点をお願いしておきたいと思っております。

そして、ほかのさまざまな水に関する検討と整合性を持たせる必要があるのではないかと私は考えています。

皆様にお配りをしましたこの一ページ目が、いわゆる下水道における、雨水を中心とする内水ハザードマップの作成状況。全国でまだ八十四市町村にとどまっております。二ページ目が、先ほどもお話をしました河川、これは淀川水系でありますけれども、淀川水系におけるいわゆる洪水ハザードマップ公表の進捗状況をお示ししております。こういったものは、それぞれ想定される降雨の状況が違っております。

例えば、先ほど私が指摘をしました内閣府のデータは二百年に一度。そして、千年に一度も検討をされています。それに対して、例えば内水の、下水の雨水の話ですと、五年から十年の雨量に対してどうなのかという検討。そして、河川は五十年に一度。そして、農林水産省がやってみえる湛水防除事業は二十年に一度の雨を想定しているということで、その基準としている降雨の激しさがそれぞれまちまちであります。

これでは、整合性のある、もっと言えば、いただいた方としては、果たしてどれをどう信じるのか、

なかなか難しいところがあります。

例えば、先ほどもお話ししました一ページと二ページ目、内水ハザードマップも、そして洪水ハザードマップも両方つくっている京都の宇治市、八幡市、それから大阪の東大阪市、門真市、大阪市においては、こういった二つのマップが住民にお配りされているわけでありまして、そういう意味では非常にわかりにくい。それに、先ほどお話をした、内閣府から来るいわゆる二百年に一度の洪水の想定図、これも出てくる。非常にわかりにくいのではないかと私は考えているわけでありまして、こういったデータを一つにまとめていく。

きょうは気象庁にお越しをいただいておりますけれども、気象庁は洪水警報等を出しているわけですから、そういう意味では、例えば気象庁でそういう取り組みができないか。それから、もちろん内閣府で大臣にお考えをいただいても結構であります。住んでいる皆さんからすればどこから水が来ても同じ話でありまして、これは川が切れたからですか、これは雨水が溢水したからですか、そういう理由を後から聞いたところで、水が来ないようにしてもらわなきゃいけないという点については同じでありますから、こういうさまざまな行政の縦割りではなくて、気象庁なり内閣府なりで少し音頭をとってもらって、もう少し総合的なものにしていただけないか。

それは、去年私が質問させていただいた高潮対策と洪水対策、これについてもまだ一括になっていないということもあわせて指摘をしたいと私は思いますが、大臣と気象庁の方から御答弁をいただければ幸いです。

○佐藤国務大臣 今先生から御指摘があった点、大事なことだろうというふうに認識をさせていただきました。

したがいまして、例えば、気象庁が出す予報等々で大体の降雨量がわかるとすれば、この地域はどのくらいの想定ができるなんということ、非常にわかりやすい説明ができるようなこと等々も含めて、内閣府としても、防災担当としても考えてみたいと思っておりますし、住民が常にそれを把握できるようなシステム等々を考えていきたいというふうに思っております。

○櫻井政府参考人 気象庁におきましては、大雨洪水警報等を発表いたします基準といったようなものにつきましては、災害の発生と気象要素の関係を調査した上で決めてございます。

一方、ハザードマップという切り口におきましては、災害の発生実績に加えて、詳細な地形情報に基づく浸水のシミュレーションですとか避難場所や避難手法に関する情報といった、大雨洪水警報の基準作成に用いる以外にもさまざまな技術が必要になると理解してございます。

そういうことで、私も気象庁といたしましては、関係機関と連携いたしまして、市町村が行うハザードマップの作成ですとか、あるいは避難勧告の判断基準の検討といったようなものにつきまして、過去の気象資料を提供するだけではなく、気象の特性や過去の災害と気象との関係といったことにつきましても解説や助言を行うなど、必要な協力を行ってきておるところでございます。

これからも引き続き、こういった市町村が行われる防災対応に対して協力するとともに、住民の防災意識の高揚、そして災害への備えといったことに結びつく取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○岡本(充)委員 それで、大臣、二枚目のページにハザードマップの公表の時期が書いてあるんです。今後、内閣府で検討されるか気象庁で検討されるかわかりません。国土交通省が現時点では補助金を出してみえるようでありますけれども、このハザードマップの作成には、いわゆる調査費について国から三分の一のお金が出ている。しかし、印刷代は出ていない。また、先ほど指摘をしましたように、新しくいろいろなデータを加えて修正をするというときには、その費用が出ません。

私の地元では、古いものではこれより前、つまり平成十五年より前につくって、そろそろ見直しをしようという自治体もあるわけです。そういう自治体に対しても、これは国土交通省でありますけれども、ぜひ補助をしていただきたいというお願い。それから、新しくつくるときには、大臣、印刷代も含めてその補助をしていくような方向で地方への配慮もぜひお願いをしたいと思うわけですが、大

臣と国土交通省からお答えをいただきたいと思います。

○甲村政府参考人 お答え申し上げます。

洪水ハザードマップについての予算支援でございますけれども、平成十七年の水防法改正を受けまして、市町村に対する支援措置として、平成十七年度から平成二十一年度までの五カ年の暫定措置として補助制度をやっております。現在まで延べ七百六十市町村に対して約四十五億円が予算措置されております。

それで、既にでき上がった洪水ハザードマップの修正等についてでございますけれども、気象の状況あるいは現地の状況等を踏まえて、修正が必要な場合は補助の対象とすることにしております。

それともう一つ、先ほどの質問にかかわりますけれども、あらかじめ定められた洪水ハザードマップ以外に、国土交通省といたしましても、気象庁と連携しまして、オンラインで河川の水位あるいは浸水の状況等を住民の皆様方に伝えられるような方法を検討してまいりたいと思っております。

○佐藤国務大臣 今御指摘の点につきましては、各省庁とよく連携を図らせていただいて、考えさせていただきますというふうに思っております。

○岡本(充)委員 ぜひお願いをしたいと思います。

また、皆様の三ページ目、四ページ目、これは私の地元の愛西市の排水機台帳を皆様にお渡しさせていただきました。

これは、農林水産省の補助事業として、恐らく湛水防除事業を含め補助金が出て行った排水機が多いのではないかと思うわけでありまして、右の方にあります設置年月日を見ますと、昭和三十年代の排水機もあります。

まあ使い方にもよるんでしょうけれども、ポンプのいわゆる寿命が二十年から三十年としても、十分耐用年数が過ぎてしまって、そろそろこれはさまざまなメンテナンスやオーバーホールを行っていかなくちゃいけない、もしくは新設をしなくちゃいけないということになっておるわけでありまして、実際、私の地元などは既に農地がかなり少なくなってきておまして、五ページ目に書いております湛水防除事業の採択要件であるいわゆる受益面積、そして総事業費はクリアをしたとしても、四番の「その他」にあります「農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の五〇%未満のものに限る。」というこの項目が大変厳しい要件になるんじゃないかと思っております。

こういった、昭和三十年代は農地だったけれども宅地になってきてしまって、結果としていわゆる市街地への浸水防止のために使わなければいけないという排水機であっても、今後、国として補助をしていただけるという確認をいただきたいと思います。

○齊藤政府参考人 お答え申し上げます。

県営湛水防除事業につきましては、農地の湛水被害を未然に防止することを目的とした事業でございます。先生御指摘のように、受益面積三十ヘクタール以上などの採択要件がございます。同事業で整備した排水機場を更新するに当たって、市街化によりまして補助事業の採択要件を満たさなくなったような場合におきましては、同事業による排水機場の更新は困難であるというふうに考えております。

しかし、こうした施設でありましても、農業振興地域の農用地区域内の農地を対象とする排水機場であって、かつ県営造成施設であることなどの要件を満たせば、基幹水利施設ストックマネジメント事業などを活用した対応が可能ですので、県の要望をお聞きしまして、排水機場の適切な更新が図られるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 皆様にカラーの資料もお渡しをしております。別紙の一です。

私の地元で恐縮ですけれども、川が大変たくさんあります。緑のポイントが排水機場で、既にあるもの。また、平成二十年に継続してさまざまな事業を行っているのが赤い点になっています。かなりの排水機場が必要だということがおわかりだろうと思います。この日光川と言われる川は、愛知県の管理する二級河川であります。総受益面積が一万四千九百七十一ヘクタールということでありまして、このポンプの総排水量が三百四十五立方メートル毎秒だということ聞いております。

この河川が流れ着く一番伊勢湾寄りのところ、この資料でいう右下のところには、国交省、農水省が設置をしております合わせて二百トン毎秒の排水ができるポンプがあり、高潮時、潮位の高いときにはこれで水をくみ出さなければこの川が流れないような状況の中、降雨があった場合に本当にこのポンプの数で十分なのかということをおはきはきは指摘しておきたいと思っております。

まず、いわゆる湛水防除事業で考えた場合のおよそ一万五千ヘクタール、これは、ここに一時間に十ミリの雨が降るとすると、およそ一千五百万トンの水となります。そして、この三百四十五トン毎秒の排水能力は一時間当たりおよそ百二十万トンの排水能力となるわけでありまして、一千五百万トンの水が降る中で、百二十万トンのこの排水能力で本当にいいのか。トータルで考えた場合、確かにすべてが川に来るわけではありませんが、しかし、木曽川に排水ができない、庄内川に排水ができない水が多うございまして、結果としてこの二級河川に頼っている。そして、その排水能力がこのような状況。

また、国土交通省からお聞きをしました日光川流域は、およそ三百平方キロだ、こういう話であります。ここでも同じように一時間に十ミリの雨が降ったとしても、ここに降る雨の総量は、計算をしますと一時間当たり三千万トンということになります。この日光川の一番下流にある日光川水閘門の排水能力は二百トン毎秒。これを出せる水の量では到底足りないのは、もう明らかであります。

そういう意味では、十分の一オーダー足りないわけでありまして、これを今、この地域、ゼロメートル地域です、木曽川や庄内川に排水ができなければこの日光川に、農業用水を含め、また排水路を含め、そして下水もまた雨水もすべて流れていくわけでありまして、その排水能力はこれで十分なのかという疑念に対して私はお答えをいただきたいと思っておりますし、ぜひその能力を、確かに古いポンプもある、その改修も必要ではありますけれども、能力をこの雨水と比較をしてどのようにお考えいただくか、御答弁をいただきたいと思っております。

○甲村政府参考人 まず、河川関係についてお答え申し上げます。

日光川でございますが、委員御指摘のとおり、流域の約半分が海拔ゼロメートル地帯、それから、主に新幹線から下流あたりでございますけれども、雨が降ったときにはポンプ等で排水しないと水がはけない、いわゆる強制排水区域というふうになっております。それが流域の約三分の二でございます。このために、昭和三十四年の伊勢湾台風を初め、昭和四十九年、昭和五十一年、平成十二年の東海豪雨等として非常に浸水被害が頻発しております。

こういう中で、河川の対策といたしましては、まず、新幹線より上流の、自然に雨が降ったときに流入してくる水を下流のゼロメートル地帯の方に多く流さないということで、途中で木曽川への放水路を建設して、下流の水位を下げるということをやっております。それから、河口部におきましては、現在の日光川水閘門は非常に老朽化しているとともに、地盤沈下等で洪水の流れる能力が不足しておりますので、その改築の調査、設計を今やっております。

それから、日光川の排水機場でございますけれども、これはふだんの洪水時には全部あいていて自然に流れるわけでございますが、委員おっしゃるとおり、海面の水位が高い高潮時につきましては水閘門を閉めまして排水機場で運転する。その際に、事前に排水機場を運転させまして、日光川の水位をあらかじめ下げまして周りからの排水ポンプを受けられるというような計画になっております。

しかしながら、委員御指摘のように、この地域はゼロメートル地帯、かつ強制排水をやらなきゃならない地域ということでございますので、そういう内水排除等につきまして、関係機関と連携しつつ、総合的な内水排除を県として検討していくと聞いております。

○岡本(充)委員 きのうお伺いしたら、日光川水閘門も、開門して、つまり潮位の方が低いというか高潮時でないときでも八百トン毎秒だと。八百トン毎秒の水ということは、一時間当たりでおよそ三百万トンぐらいになるわけですね。

そうすると、先ほど言いました一時間に十ミリの雨でも三千万トンの水になるわけですし、これがすべて川に来るといってはいませんが、先ほど局長が御指摘になりました日光川からの放水路、これはほぼ新幹線と同じところにありますから、それより南の方というのは先ほど言いましたゼロメートル地域、そこが一番の問題であって、その地域の水の排水として本当に十分かどうかということを御検討いただきたいと言っているわけでありまして、お願いをしておきたいと思っております。

最後に、国土交通省が会計検査院から指摘をされました事務費の問題について指摘をしておきたいと思っております。

非常に多額の補助金の不正流用があった。先ほどもお話をしました、ポンプもかえてもらいたい、またいろいろ必要な事業もあるという中で、不適正使用、これは十二道府県だけでも、六ページにお示しをさせていただいたような二億九千六十九万円、こういうこととなります。河川局の所管だけでも、ここに書いてありますように四千六百十四万六千円ですね。そして全体で二億九千六十九万四千円です。こういった金額になるわけでありまして、これはぜひ、ほかの都府県についてもしっかり国土交通省で調べる必要があると思っております。

必要な事業がこれでできていないということであってはけしからぬと思っておりますので、ぜひ調査をお願いしたいと思いますし、国土交通省からいただきました資料によりますと、実際の国土交通省全体のいわゆる事務費、そしてまた平成十八年の不用額、それぞれお示しをいただきましたけれども、こういった推移を含め、今後とも資料の要求をさせていただきたいと思っておりますので、それについて誠実に御対応いただきたいということもあわせて御答弁をいただきたいと思っております。

○原田政府参考人 お答え申し上げます。

国庫補助金は、厳しい財政状況のもとで、当然のことですけれども、国民の皆様方からいただいた税金で賄われているものでございまして、今回の不適正な経理処理が行われていたということはまことに遺憾であるというふうに思っております。この旨、我々は指摘を受けて公共団体に発出をいたしました文書においても強い遺憾の意を表明しているところでございます。

その上ででございますけれども、今回検査院から指摘をされていない都府県についての話でございますが、会計検査院の方で残るすべての都府県に対して順次検査を実施するというふうに聞いておりますし、既に具体の日程もほとんどのところは決まっておるようでございますので、我々としては、検査院の検査結果を踏まえながら、事務費の執行のより一層の適正化に努めてまいりたいというふうに思っております。

資料要求につきましては、我々としてできるものは誠実に対応させていただきたいと思っております。

○岡本(充)委員 会計検査院にゆだねるのではなくて、こういう使用はけしからぬという思いが本来であれば、国土交通省みずから調べるべきだということを私は言っているわけです。

最後に、皆様にとちょっと毛色の違う質問を聞いていただきたいと思っております。

最後のページであります、きょうは厚生労働省にも来ていただいております。大変危惧をされております、鳥インフルエンザから発生する新型インフルエンザについてのいわゆるウイルス薬の備蓄についてであります。

どういう備蓄方法をとっているかと質問しましたら、備蓄場所も含めてないしょだ、秘密だ、こういうことではございましたが、せめて、全国何カ所ぐらいで備蓄をし、そして国の分については、いざインフルエンザが起こった場合、どのようにその薬をその流行地域に届けるのか、そういったことについてぐらいはお知らせをいただいてもいいんじゃないかと思っております。

とりわけ都市部に近い地域で流行した場合の対応というのが重要になるわけでありまして、その地域にどのように届けるのか、そういった観点も含め、全国に何カ所ぐらい備蓄をしているのかも

含め、お答えをいただきたいと思います。

○中尾政府参考人 お答えいたします。

国が備蓄しております抗インフルエンザウイルス薬につきましては、新型インフルエンザ発生地域への速やかな配送体制の確保及びリスク分散の観点から、国内の複数箇所に備蓄をしております。具体的な備蓄場所なりその箇所数につきましては、危機管理の観点から非公開としております。また、新型インフルエンザウイルス薬の備蓄は、各都道府県に全備蓄量の半分を備蓄することとしておりまして、人口に応じた備蓄が行われていると承知をしております。

本年二月に政府がまとめました抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドラインにおきましては、都道府県は、備蓄量が一定以下になった時点で国へ補充の要請を行うということになっておりまして、この場合には、国から当該都道府県に国備蓄分の抗インフルエンザ薬を輸送する、こういう形になるわけでございます。これらの措置によりまして、人口集中地域におきましても抗インフルエンザ薬が確保されるということになっております。

新型インフルエンザが発生した場合、ガイドラインに沿った適切な供給が図られるよう、都道府県との連携体制を整えてまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 時間になりましたから終わりますけれども、これはぜひ理事と委員長にも理事会で諮っていただきたいと思いますが、こういった備蓄体制で本当にいいのかどうかがこの委員会で審議できないわけです。

どこにあるかということが、それはセキュリティ上言えないのはわかるとしても、せめて、全国何カ所に備蓄されていて、例えば大都市部に近いところにこういうふうに配備していますというようなことをやはり先に示していただかないことには、厚生労働省の中だけでシミュレーションをしてそれが結局審議に付されない、こういうことではやはりまずいのではないかと私は思いますから、この資料について、厚生労働省からせめて備蓄箇所数ぐらいは公表してもらえないかどうか、理事会で御協議をいただきたいと思います。

○林田委員長 理事会で協議いたします。

○岡本(充)委員 よろしく申し上げます。

終わります。